2－2 地域密着型通所介護費

基本部分			
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1	(415 単位)
		要介護2	(476 単位)
		要介護3	(538 単位)
		要介護4	(598 単位)
		要介護5	(661 単位)
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1	(435 単位)
		要介護2	(499 単位)
		要介護3	(564 単位)
		要介護4	(627 単位)
		要介護5	(693 単位)
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1	(655 単位)
		要介護2	(773 単位)
		要介護3	(893 単位)
		要介護4	(1,010 単位)
		要介護5	(1,130 単位)
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1	(676 単位)
		要介護2	(798 単位)
		要介護3	(922 単位)
		要介護4	(1,045 単位)
		要介護5	(1,168 単位)
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1	(750 単位)
		要介護2	(887 単位)
		要介護3	(1,028 単位)
		要介護4	(1,168 単位)
		要介護5	(1,308 単位)
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1	(780 単位)
		要介護2	(922 単位)
		要介護3	(1,068 単位)
		要介護4	(1,216 単位)
		要介護5	(1,360 単位)
ロ 療養通所介護費(1月につき)			(12,691 単位)

注	加減算
利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
入浴介助を行わない場合	×95/100
過少サービスに対する減算	×70/100
2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合	×70/100
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	+3/100
8時間以上9時間未満の地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位
共生型地域密着型通所介護を行う場合	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100
生活相談員配置等加算	1日につき +13単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき +40単位
入浴介助加算(Ⅱ)	1日につき +55単位
中重度者ケア体制加算	1日につき +45単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき +100単位 (3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1日につき +56単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	1日につき +85単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき +20単位
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき +30単位
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき +60単位
ADL維持等加算(Ⅲ)	1月につき +3単位
認知症加算	1日につき +60単位
若年性認知症利用者受入加算	1日につき +60単位
栄養アセスメント加算	1月につき +50単位
栄養改善加算	1回につき +200単位 (月2回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき +20単位 (6月に1回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき +150単位 (月2回を限度)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき +160単位 (月2回を限度)
科学的介護推進体制加算	1月につき +40単位
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	1日につき −94単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき −47単位

ハ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)
	(2)ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ (1月につき 48単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ (1月につき 24単位を加算)

ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×59/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×43/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×12/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×10/1000)	

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。ADL維持等加算(Ⅲ)については、令和5年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、地域密着型通所介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。